

離婚後の子の扶養料算定のガイドライン

——カナダの連邦および諸州にみる——

村
井
衡
平

目次

- 一 問題の提起
- 二 裁判上のガイドライン
 - (一) 三分のルール
 - (二) 一九九〇年まで
 - (三) 一九九一年以降
- 三 立法上のガイドライン
- 四 将来への展望

一 問題の提起

夫婦が離婚したのち、大多数の場合、夫が妻および子のための扶養料を支払う責任を負うことになる。夫が支払うべき扶養料の額をどのようにして決定するかについて、個別的な事情が判断の基礎になることはいうまでもない。一般的にみて、夫婦が同居した期間、その期間中に夫婦各自が果たした役割、夫婦各自の婚姻中および離婚後の収入、各自の特有財産、子の人数、年令、教育・医療・養育のために必要とされる費用などについて、夫婦間に合意・協定ができていくかどうか、など、多くの要因が考えられる。争いがある場合は、裁判所がこれら多くの要因を考慮し、夫が妻および子のために支払うべき扶養料の額を算定することになる。

わが国の場合、最高裁家庭局の最近の調査によれば、子の保護や監督（監護）に関する処分の調停や審判の申立件数は、一九九八年の一年間で約一四・〇〇〇件にのぼり、この七年間で二倍近くにふくらんでいる。その背景には不況で養育費の支払いがままならなくなった経済的な理由が指摘される。また、右の件数の内訳は、養育費に関するものが約七八％、子との面接交渉が約一三％、子の引き渡しが約四・五％などとなっている。養育費をめぐる紛争では、費用を支払わない父に対し、子を引き取った母から支払いを求めるケースが圧倒的に多いとされる。⁽¹⁾

では、カナダにおいてはどうか。一九八六年当時の統計によれば、離婚後の夫婦および子の事情が以下のように明らかにされる。すなわち、妻の六〇・七％は仕事についている。妻が仕事についている率は、過去二〇年の間に次第に上昇してきた。一九七五年には四八・六％であったが、一九九一年には六〇・五％になった。仕事についている妻の五五・一％は、二五才から四五才であり、子育ての年代である。フルタイムで働く妻の年

収は二五・二〇五ドル、一方、夫は平均して三七・四一七ドルである。つまり、夫が一ドルに対し、妻は六七セントということになる。両親と六才以下の子の家族では、夫がどれだけ高額の収入があっても、七一%の妻は仕事をもっているといわれる。⁽²⁾

また、右と同じ統計によれば、全離婚事件の七二%について、妻が子の監護を引き受けている。夫は一五・三%にすぎない。そして、十一%が共同監護である。歴史的にみて、カナダでは全離婚事件の七五%について、妻に子の単独監護が与えられる。離婚した人々の平均的な収入は、月に夫が二・三四三ドル、妻は一・五〇三ドルである。扶養料の支払いが約束されるとき、離婚した妻の平均的収入は、夫の収入の七七%になる。子の扶養料が支払われないとき、離婚した妻および子の四分の三は、貧困ライン (poverty line) 以下で暮している。夫が彼等の総収入の三分の一を扶養料として支払うならば、妻および子の貧困な状況は五八%から二六%にまで減少するといわれている。⁽³⁾

筆者はこれまで、カナダにおいて離婚をめぐる生じるいくつかの問題について論じる機会があった。⁽⁴⁾ 本稿はこれらを基礎におきながら、主として離婚後の子の扶養料を具体的に算定するために、時を経て構築され、現在ではその問題についてのガイドライン (Guide Lines) とよばれているものの内容を明らかにしたいと思う。

離婚後の子の扶養料を算定するためのガイドラインとしては、裁判上のガイドラインと立法上のガイドラインの二つに大別することができる。前者は裁判所の判決の積み重ねによるものであり、一九九〇年頃を境として、進展をとげているようにみうけられる。また、一方では立法上のガイドラインとして、一九九〇年代に入り、立法という方法を用いて、合理的でしかも客観的な標準としてのガイドラインを作り出そうとする動きが現われてきた。本稿では大きく分けられる二つのガイドラインそれぞれについて、詳細に検討を加えていくこととする。

- (1) 一九九九年(平成十一年)三月二三日(火)朝日新聞。
- (2) E. D. Pask, Gender Bias and child Support: Sharing the Poverty? C. F. L. Q. vol. 10, pp. 43-44. (1992)
- (3) E. D. Pask, op. cit. p. 46.
- (4) 村井「カナダにおける監護と面接(一・二)神戸学院法学二四巻二号三三頁以下、三・四号二三八頁以下、同「カナダにみる離婚扶養料の一時払い」神戸学院法学二六巻四号一頁以下、同「カナダにおける子の扶養をめぐる一考察」神戸学院法学二七巻一・二号十五頁以下、同「子の共同監護をめぐる諸問題」神戸学院法学二八巻二号二八五頁以下。

二 裁判上のガイドライン

(一) 三分のルール (one third rule)

ここで本稿を進めるに当り、最初にぜひとも注目しておかなければならないものがある。それは妻および子の扶養料を問題にするもので、裁判上のガイドラインとして「三分のルール」とよばれる法則である。

この法則は、別居しか認めないイギリスの教会裁判所で行われた一般的な慣例の中にその起源を発している。⁽¹⁾これによれば、教会裁判所は別居判決を言渡すに当って、妻・夫および彼等が扶養義務を負う子という三つのグループを想定する。⁽²⁾そして、最も簡単な例として、妻に全く収入がなく、夫が年に一二・〇〇〇ポンドを得ているとき、妻および子はそれぞれ、夫の収入の三分の一、つまり四・〇〇〇ポンドの権利がある旨を明言する。⁽³⁾また、夫婦双方に収入がある場合、彼等の共同の収入の三分の一になるまで支払うべきであるとされる。たとえば、夫の収入が年五・〇〇〇ポンド、妻の収入が一・〇〇〇ポンドであれば、共同の収入の三分の一、すなわち、五・〇〇〇ポンドプラス一・〇〇〇ポンドの三分の一で二・〇〇〇ポンドとなり、夫は妻に彼女の収入が二・〇

〇〇ポンドになるよう、一・〇〇〇ポンドを支払うべく命じられることになる。⁽⁴⁾ このような三分のルールを適用した教会裁判所の具体的な事件が特定されていないので、これ以上の詳細な事情をうかがい知ることができないけれども、現実にこの法則が成功するのは限定された場合にすぎない。しかも、この法則は決定的に、しかも意味ありげに、子の扶養に当てるべき扶養料の要素を組み入れていないため、もし最終的な判断が二つの家族の間の収入の相関性におかれるならば、当を得たものとはいえないとされている。⁽⁵⁾

イギリスにおいて、別居^{II}卓床離婚は教会裁判所が審理していたが、一八五七年八月二十八日の婚姻訴訟事件法の第六条により、離婚裁判所が新設され、裁判別居と並んで離婚訴訟を審理するようになって以来、右にみた「三分のルール」は長年の間、使用されなくなっていたように思われる。⁽⁶⁾

今世紀に入り、右の事情を示すいくつかの事例をみることができる。Gilbey v. Gilbey (一九二七) 事件⁽⁷⁾では、扶養料を与えるために教会裁判所で適用された考慮は、離婚判決後に妻に支払われるべき適切な扶養料の額を決定するに当って、十分な重みをもたなければならぬけれども、固定された算術的な規則およびその規則を絶対に適用する手法はまちがっているとされる。また、Sibbe v. Sibbe (一九二二) 事件⁽⁸⁾では次のように明言される。すなわち、夫の収入の三分の一という法則は、一般的に従うことのできる健全で実用的な法則ではあるが、絶対的な法則ではない。ある法則がすべての場合に、事情がそれを要求するときでも、変更できない絶対的な法則として効力を及ぼすと考えるのはまちがいだとする。さらに、一九五〇年代に入れば、妻に夫の収入の中の一定割合を与えるという古い算術上のルール、たとえば三分のルールは、もはやそれに従うことはできない。多分、漠然とした裁判所の考慮のためのガイドとして、また夫の収入がきわめて実質的なものであるときでさえも、それは不適切なガイドであることが立証されるであろうとさえ指摘されていた。⁽⁹⁾

右のように、三分の一ルールは長年の間、現実には適用されなくなっていたが、一九七〇年代に入り、離婚裁判所によって陽の目をみるようになった。Wachtel v. Wachtel (一九七三) 事件⁽¹⁰⁾がこの事情を物語っている。この事件において、夫婦は一九五四年に婚姻し、男女一人ずつの子がいる。一九五六年に婚姻住居を五・〇〇〇ポンドで夫の名義で購入し(二〇〇%ローン)た。夫は歯科医師であり、妻は家族の世話をしていたが、一九七二年に婚姻関係が破綻し、妻は住居を去り、同年七月に婚姻は解消され、双方に離婚判決が言渡された。息子は父の許に留まり、祖父の費用で寄宿制の学校に入学しており、夫は彼自身および息子の衣類、生活用品、食費その他の費用を支出しなければならない。娘は妻の許に留まっている。現在の住居の市場価格は二二・〇〇〇ポンド以上、ローンの残額は二・〇〇〇ポンド、夫の収入は歯科医師として六・〇〇〇ポンド、妻は歯科看護婦としての潜在的な所得能力が七五〇ポンドである。このような事情のもとで裁判所は、夫婦共同の収入である六・七五〇ポンドの三分の一、すなわち二・二五〇ポンドという数字から、妻の一年の稼働能力七五〇ポンドを控除した一・五〇〇ポンドを夫が妻に定期的に支払うよう命じている。

イギリスの教会裁判所は、離婚後の扶養の問題を考えるに当って、さきに見たように、三つのグループを想定し、そこから三分の一ルールが産まれたことはまちがいない。このルールについて賛否両論がみられる。どこかでスタートしなければならぬのであるから、われわれのみるところでは、三分の一ずつにするというスタートは全く公正であったとする⁽¹¹⁾一方で、もともと四分の一(one quarter)とか二分の一(one half)でなく、なぜ三分の一なのか、はっきりした理由はないとの反論⁽¹²⁾もみられる。後者の立場から低所得者を考えてみれば、夫の収入が彼の生活を支えるのにぎりぎりであるとき、または彼が失業中のとき、彼の収入から三分の一を取り去ることとは、妻の生活に必要なものを与えることもできないし、夫の収入が彼の基本的な生活を支えるに充分なもの

して維持することもできない結果になることを痛烈に指摘する。⁽¹³⁾このように、イギリスにおいて賛否両論の対象となる三分の一ルールは、以下に本稿の主題として展開するカナダの判例の中には全くその姿をみせることがない。この問題に関する限り、カナダの裁判所は完全に独自の立場を示しているといわなければならない。

- (1) 村井「子の扶養料と離婚手続の停止」神戸学院法学二九巻一号二二頁。
- (2) S.M. Cretney, *Principles of Family Law*. 1984. P. 827.
- (3) Financial Relief, *The Retreat from Precedent and Principles*. L. Q. R. vol. 98. 1982. P. 623; C. Davies, *The Emergence of Judicial Child Support Guidelines*. C. F. L. Q. vol. 13. 1995. P. 89.
- (4) S.M. Cretney, *op. cit.* P. 827.
- (5) Bekelaar, *Family Law and Social Policy*. 1998. P. 181.
- (6) 村井「離婚と互責」五一頁。
- (7) L.R.P. [1927] P. 197.
- (8) L.R.P. [1931] P. 105.
- (9) J. Hamawi, *Family Law*. 1953. P. 187.
- (10) All.E.R. [1973] vol. P. 829.
- (11) C. Davies, *op. cit.* P. 89.
- (12) Financial Relief, *op. cit.* P. 624.
- (13) Financial Relief, *op. cit.* P. 624.

(二) 一九九〇年まで

連邦の一九六八年の離婚法の第十一条一項によれば、「離婚仮判決を与える場合に、裁判所は、当事者の行為、各自の条件・資力および他の事情を考慮し、それが適当かつ公正と考えるとき、夫または妻に対し、婚姻による子の扶養料として、裁判所が合理的に判断するところに従い、一時金もしくは定期金を保証し、またはその支払いを要求する命令を発することができる」旨を定めていた。⁽¹⁾そして、一九七二年当時、カナダ最高裁判所が *Paras v. Paras* (一九七二) 事件⁽²⁾において、右の離婚法の規定に関連し、「*Paras*方式」と称される公式を提示していた事実を思い出すことになる。

*Paras*方式によれば、婚姻による子を扶養する義務は、金銭的な額に変形されるけれども、両親に等しく負わされ、義務を免除するには両親の相対的な支払能力を明確にしなければならない。理論的には、子の世話・扶養料および教育のために必要とされる金額を、両親それぞれの収入および財産に比例して分割し、子の身体を世話しない方が適切な割合を支払うよう命じることによって問題を解決する。その場合、子のためのニーズ (*needs*) は、家庭が崩壊する以前の生活水準 (*Standard of Living*) を基礎とすべきであるとされた。このような事情を背景として、はじめて子の扶養料と所得税の関係、子の費用の数量化、子の財源、標準的な方法さらに親の生活費の控除などの諸項目がガイドラインとしてはっきりした姿を現わすことになった。ここでは順を追ってみていこう。

(1) 村井「カナダの離婚法」神戸学院法学九卷一・二号一八〇頁。

(2) *R. F. L. vol. 2. P. 328.*

① 子の扶養料と所得税

Gelbloom v. Gelbloom (一九七三) 事件⁽¹⁾—オンタリオ州

この事件において、妻が離婚の訴を提起し、子の監護、および扶養料の支払いを求めた。子は一九五四年生れを含む四人であり、裁判所は年長の二人の監護を妻に、年下の二人の監護を夫に与え、さらに夫には、年長の二人の子の扶養料として月に二五〇ドルを支払うよう命じた。妻は他の一人の子の監護をも求め、また夫は支払いを命じられた扶養料の額が高すぎるという理由で、それぞれ控訴した。

裁判所はこれに対し、次のように判断している。すなわち、夫は彼の課税収入は一〇・九七二ドルであると宣誓する。この宣誓は不実ではないけれども、誤解を招く。なぜならば、この額は彼の総収入一四・八六六ドルから税金三・九三六ドルを控除したのちの金額だからである。彼の妻はいかなる収入も得ていない。彼女は月に四四ドルの家庭手当、および年に一〇〇ドルないし一五〇ドルと見積られる利益を得ているにすぎない。彼女は四〇・〇〇〇ドルないし五〇・〇〇〇ドルと評価される婚姻住居について、半分の権利を有している。裁判所はこれらの事実を基礎にして、夫婦各自が課税後に利用できる額を算定したところ、原審の判断に誤りはないとし、双方の控訴を斥けている。

この事件ではじめて、子の扶養料と所得税との関係を問題とし、夫に関する限り、裁判所の命令に従い、彼の総収入から妻および子のための扶養料を支払った残額について、所得税が課税されることになる。つまり、夫の支払う扶養料の額は、総収入について支払われるべき所得税を考慮しながら、扶養家族のニーズにも答える必要があるという原則がいわばガイドラインの一つとして一九七三年頃に確立され⁽²⁾、それ以降、適用されることになったと考えられる。

(1) R. F. L. vol. 10 p. 274.

(2) A. A. Mamo, Apportionment of child care cost: The Emergence of Judicial Guidelines. C. F. L. Q. vol. 13, 1995. p. 116.

② 子の費用の数量化

Giles v. Giles and Wood (一九八〇) 事件⁽¹⁾—オンタリオ州

この事件において、夫婦は別居し、妻が子を監護している。夫婦は共働きであり、夫は年に一九・〇〇〇ドル、妻も一六・〇〇〇ドルの収入がある。夫は他の女性と同居し、女性には前婚による子が一人いる。妻が離婚の訴を提起し、子の扶養料の支払いを請求した。原審は三人の成人の収入（税引き後の）を総合し、これを五分分し、五分の一角、二つの世帯の五人各自のために使用されるべきであるとした。夫は子の扶養料の額を不満として控訴した。

裁判所はこれに対し、次のように判断している。すなわち、子の扶養料は月に二五〇ドルと認定する。原審判事は、子の扶養料を算定するのに適切な方法を用いなかった。立証された合理的な扶養料の額は月に四四八ドルとなる。夫婦の全収入三五・〇〇〇ドルのうち、夫の収入は一九・〇〇〇ドルである。夫と同居する女性が生活費用の面で夫に寄与している証拠は、全く考慮に入れられていない。夫が負担すべき子のための扶養料は、評価された子の扶養料の三五分の一九または月に二五〇ドルと算定されるという。

さきに見た「パス方式」は当面の事件においても肯定されたが、裁判所は子のための扶養料を算定することに関して、さらにいくつかのガイドラインを定めている。列挙するは次のとおりである。

- 1 食費および衣料費のような直接の費用。
 - 2 ベビーシットング、および子の世話の費用。
 - 3 子のためのレクリエーションおよび娯楽の費用。
 - 4 住居費の割合（本件では子一人について約二四％）。
 - 5 身づくろい、交通費、医療費。⁽²⁾
- そして、右のような算定については、両親それぞれの税引き後の純収入を基礎としており、夫が他の女性のためにする支出は考慮に入れられないことに注意しておこう。

(1) R. F. L. 2d. vol. 15. p. 286.

(2) A. A. Mamo, Apportionment of child care cost: The Emergence of Judicial Guidelines. C. F. L. Q. vol. 13. 1995. pp. 113-114.

③ 子の財源

Smith v. Smith (一九八六) 事件⁽¹⁾—オントリオ州

この事件において、裁判所は子の扶養料に関する手続きについて、次のよう判断している。すなわち、両親のニーズおよび資産を算定する目的で、婚姻財産セトルメント (Matrimonial property settlement) が考慮されなければならぬ。監護親に対して支払われる家族手当小切手 (Family allowance cheque) は、単純に親の手に入る収入として扱われるべきではなく、直接に子のための費用とされる必要がある。命令的な年令負担部分—日々の費用として利用できない基本を成す部分—は、当事者の資産を算定するに当り、適切に控除される。しかしな

から、かかる負担部分によって与えられる基本的な利益は、扶養命令において考慮されるべきである。子のために必要な費用について適切な分担に違するため、監護親のする子の世話に対して、金銭的な承認が与えられなければならぬという。

さきに見た「プラス方式」によれば、子の養育費用は両親によって分担される。その場合に子にとって利用できる財源はどうであろうか。それらは扶養料の問題を認定するに当って考慮されるべきなのか。もしそうであるとすれば、どのように考慮されるのか。当面の事件において裁判所は、子の利益のために直接に政府によって支払われている家族扶養基金 (Family Allowance Funds) をどのように扱うのか、決定しなければならなかった。

従来慣例によれば、右の基金は監護親の収入の一部と認められていた。しかし、審理の結果、この基金は、子のために必要となる費用に対し、不利な相殺に利用される財産の一つとされていることがわかった。その結果、監護親にとって余り利用できるものではない。これは例外とし、子にとって利用できる財源は、「プラス方式」を適用するに先立って、子のニーズを算定するときに考慮に入れることができる⁽²⁾と判断されるにいたっている。

(1) R. F. L. 3d vol. 4 p. 210.

(2) A. A. Mamo, Apportionment of child care cost: The Emergence of Judicial Guidelines, C. F. L. Q. vol. 13, p. 116.

④ 標準的な方法

1 Manage v. Hedges (一九八七) 事件⁽¹⁾—オンタリオ州

この事件において、夫婦は、一九八〇年に妻が前婚の夫と離婚したのちに婚姻した。双方とも医師である。最

初の子が生まれたので、妻は一九八三年まで医師の仕事を中断していたが、一九八五年に別居した。別居にいたるまで、夫は仕事に熱中して不在勝ちである一方、妻は子のニーズに即応できる状況にあった。離婚手続において、夫は子を妻と共同で監護することを請求し、また双方は、一九八六年の家族法典 (the Family Law Act) による彼等の財産を認定するよう求めた。

裁判所はこれに対し、妻に子の監護を与え、純家族財産を平等に分割した。その理由を次のように説明している。すなわち、妻の方が子のための第一次的な監護者としての用意を整えており、監護は妻に与えられるのが子のための最善の利益となる。また、夫は子の監護のために努力する能力を何も示していないから、共同監護は適切ではないというのである。

いく度も指摘するように、「パラス方式」は訴訟当事者および裁判所に対して、子の扶養料を算定するための一般的な方式を提供した。しかし、これに対し、当面の事件に先立ち、*Hutton v. Hutton* (一九八五) 事件⁽²⁾において、裁判所はある事情の存在する場合に、当事者の現金収入を考慮することなしに右の方式を厳正に適用することは、不合理な結果をもたらす恐れのあることを指摘していた。だが、当面の事件で裁判所はいぜんとして「パラス方式」を原則とし、さらに子に支払われるべき扶養料の額を決定するためのガイドラインとして、次のような諸事項を明示しているのが注目される。列挙してみよう。⁽³⁾

- 1 子の扶養料を支払う責任は、両親に、彼等の支払能力に応じて分配される。
- 2 扶養料として支払われるべく命じられる金額は、支払者の手許において税金が控除され、監護者の手許で課税される。
- 3 財政上の援助をする両親の能力を算定するについて、彼等のすべての収入を産む財産は、均等化命令 (φ)

qualification order)の結果として取得された財産を含むものと考えられるべきである。

4 子が生じさせたすべての費用を計算することは、しばしば困難なことであり、ニーズを算定するには、ある程度、一般的なことを考慮に入れなければならない。

5 監護親は子に対して、非財政的な援助は提供するが、これは扶養料支払い義務の相互性を評価するとき、考慮されることができる。

6 扶養料の額は、現在の事情を考慮して決定すべきであり、その後、親の一方の財政上の事情が変化したときは、変更されることができる。

ところで、当面の事件において、裁判所はせっかく右のようなガイドラインを示しておきながら、子の扶養料とすべき現実の額に到達するための一歩一歩の分析にとりかかることはしなかった。両親の財務諸表 (Financial Statement) に列挙された一つ一つの収入および支出を詳細に分析することなしに終わっているのが悔やまれる。

(1) R. F. L. 3d, vol. 8 p. 225.

(2) R. F. L. 2d, vol. 48 p. 451.

(3) A. A. Mamo, Apportionment of child care cost: The Emergence of Judicial Guidelines. C. F. L. Q., vol. 13, 1995, p. 117.

二 Syvitski v. Syvitski (一九八八) 事件⁽¹⁾—オントリオ州

この事件において、裁判所によれば、広い意味で子の扶養料の額の算定は、次のものを含んでいるという。

1 ライフスタイルを含む子のニーズを算定すること。

- 2 非監護親が自給自足の状況にあるかどうか、しかも、
 - a 子の扶養のための財政面を確保できるかどうか、確認すること。もしできるならば、
 - b それぞれの当事者の収入と相關的に、分配の基礎を確立すること。
 - 3 監護親が自給自足の状況にあり、しかも
 - a 子の扶養のための財政面を確保できるかどうか、確認すること。もしできるならば、
 - b 子の扶養のための分配の基礎を確立するか、もしくは
 - c 彼または彼女の負担以上の責任をひき受けること。
 - 4 証拠がそれを許す限り、他の要因をも考慮すること。
 - 5 もし適切ならば、子の扶養の財政的な義務を両親の間に分配すること。
 - 6 もしそうでなければ、利用できる財源を認める命令をすること。
- さきに見た *Menage v. Hedges* (一九八七) 事件および右の *Syvitski v. Syvitski* (一九八八) 事件における裁判所の分析の結果は、子の扶養料を算定するための裁判上のガイドラインを緊急に設定するための重要な足がかりを作ることになった。

(一) A.A. Mamo, *Apportionment of child care cost: The Emergence of Judicial Guidelines*, C.F.L.Q. vol. 13, 1995, P. 119.

⑤ 親の生計費の控除

一 *Hutton v. Hutton* (一九八五) 事件⁽¹⁾—オンタリオ州

この事件において、夫婦は一九六九年に婚姻し、三人の子がいる。夫婦とも、一九七五年に二人目の子が産まれるまで、共働きであった。一九七五年より八二年まで、妻は子の世話のため家庭に留まった。彼等は一九八三年十月に別居し、妻は家庭を離れた。その後、妻はそれまで彼等が信奉していた教会から除名された。妻は週に二七五ドルを稼ぎ、夫と生活している子の扶養に寄与すべき少しばかりの収入があった。夫は週に五一五ドルの収入を得ており、一九七三年に購入した婚姻住居は四〇・〇〇〇ドルの価値がある。家財は一三・五七〇ドル、債務は一九・三四七ドルである。夫婦は財産を平等に分割することに合意したが、夫の主張——一九八〇年の家族法修正法 (The Family Law Reformed Act) のもとでの子の扶養料の請求および婚姻住居の独占的な占有——については合意ができなかった。

裁判所はこれに対し、夫婦の純財産を分割することはせず、婚姻住居の独占的な占有を夫に与え、子の扶養料の問題について次のように説明している。すなわち、ここでは子の扶養料の一括払いとして、婚姻財産についての妻の分け前を夫に与える事例には当らない。かかる金額は、定期的な支払いを彼女が期待できるように額をはるかに超えていた。さらに、一括払いの効果は妻から彼女の全元本による慎重な深い収入を奪ってしまうようなものである場合、それを許すには、きわめて正当な理由が存在しなければならぬのである。本件において、妻が子の扶養料を支払わないという恐れは、彼女の過去における反対の趣旨のコメントにかかわらず、存在しなかった。そして、子を夫の許におくことが子のための最善の利益を考えられた。

右のような夫婦の寄与および相対的な財産上の立場に照らして、両親によって利用できる収入の額を考慮したとき、裁判所はさきに見た「プラス方式」がここでも子の扶養料の算定に当って利用されるべきであると決定していた。しかし、その際に大きな疑問を呈していることが注目される。すなわち、プラス方式は、両親の収入に

非常な不均合があるとき、および財産の少ない配偶者がカナダ最低生活水準 (Canadian Subsistence Level) とされる一〇・〇〇〇ドルより少ない収入しかないとき、現実には正義に反する結果をきたすことになる。パラス方式を厳正に適用する結果として、かかる配偶者を最低生活水準以下にしてしまう効果のあることが大きな欠点として指摘される。⁽²⁾

(1) R.F.L. 2d. vol. 48 p. 451.

(2) A. A. Mamo, Apportionment of child care cost: The Emergence of Judicial Guidelines, C. F. L. Q. vol. 13, p. 114.

三 Mosa v. Mosa (一九九〇) 事件⁽¹⁾—オンタリオ州

この事件において、裁判所は、子の扶養料として月に三〇〇ドルおよび妻の扶養料として月に一〇〇ドルの支払いを夫に命じた。その後、物価指数にに応じて、子の扶養料は四七九ドル、妻の扶養料は一五七ドルに増額された。妻は夫が彼女のための扶養料の支払いを終了することには同意したが、子の扶養料の増額を請求した。夫の収入は一三〇％に増大していた。妻は年に一五・〇〇〇ドルないし二〇・〇〇〇ドルの収入を得ることができ、成規の雇用を拒否し、ベビーシッターとして月に三〇〇ドルを得ている。原審は子の歯列矯正の必要を認めず、基本的な事情に変更はないとし、一九八六年の家族法典 (The Family Law Act) のもとでの子の扶養料の増額を拒否したので、妻が控訴した。

これに対して裁判所は、子の扶養料を月に七〇〇ドルに増額することを認め、次のように判断している。すなわち、原審判事は、妻が彼女の潜在的な稼働能力を最大限に發揮するのを怠っていることを軽視した。また、彼

は子の要求が増加することに適切な考慮を払わなかった。齒列矯正に加えて、子は衣類・食費および教育・娯楽のための費用が非常に増加していた。したがって、扶養料の正当性を証明する十分な重要な事実の変更があった。扶養料の額および当事者間での配分に関して、妻には一五・〇〇〇ドルが認められる。一人の基本的な生活水準として一〇・〇〇〇ドルの収入を想定するのが適切である。そして、各自の収入からその金額を控除し、離婚後の純収入にパラス方式を適用する。妻の収入は全体の一一・一％であった。これを基礎にして、夫は月に七〇〇ドルを支払うべきであるとしている。

ここで注目すべきことは、妻が財政的な事情の変化を理由に子の扶養料の増額を請求したとき、請求を棄却する原判決に対する控訴を認容した裁判所は、さきにもた *Hutton v. Hutton* (一九八五) 事件の理由づけを採用し、パラス方式を適用するに先立って、両親各自の収入から一〇・〇〇〇ドルの最低生活費を控除したことである。妻は月に二五〇ドルないし三〇〇ドルを得ており、自宅で子をベビーシッターに預けている。原審の認定によれば、妻は年にフルタイムで一五・〇〇〇ドルないし二〇・〇〇〇ドルを稼ぐ能力をもっている。原審は、子の現在および将来のニーズについての証拠に適切な個別的検討を加えていなかったようにみうけられる。そして、裁判所は、支払われるべき子の扶養料の再算定にとりかかったわけであり、親の収入から、それぞれの最低生活費用として一〇・〇〇〇ドルを控除したのは適切な判断といつてよからう。

(一)・ R. F. L. 3d. vol. 26 p. 107.

(三) 一九九一年以降

一九九〇年代に入り、カナダの多くの法律実務家および学者たちは、離婚後に妻および子のための扶養料の額

が一般的にきわめて低額である事実を認識するようになった。このことが、離婚後に妻および子が貧しい生活を送る主要な原因をなしていると考えられた。⁽¹⁾ 伝統的な婚姻の形態として、夫は家庭に金銭を供給し、妻は家庭にサービスを提供する。離婚に際して、夫は彼の可働能力をそのままにして家庭を離れ、妻は可働能力が全くないままに婚姻を去ってしまう。財政的に説明するならば、夫は自己の可働能力にもとづく利益を婚姻の資本にのみ貢献するにすぎないが、妻は実質的に彼女の全資本を婚姻に貢献してしまう。それにもかかわらず、彼女のニーズがしばしば、彼女が家族に「与えてしまった」⁽²⁾ 直接の結果であるのに、裁判所の面前では「うけ取る人」としか認められない結果となっている。このような不合理な事実を是正するため、裁判所が動き出すことになった。主要な事例の順を追っていくことにしよう。

(1) Bailey and Bala; Children, Same sex couples and abortion, *International Survey of Family Law*, 1994, P. 120.

(2) M. Grassby; Women in their Frontier, *The Extent of their Right to Alimentary Support*, R. F. L. 3d. vol. 30. pp. 307-370

一 Moge v. Moge (一九九二) 事件—サスカチュワン州⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九五〇年代にポーランドで婚姻し、一九六〇年にカナダに移住してきた。一九七三年に別居し、一九八〇年に離婚している。妻はわずかな教育しかうけておらず、特別な技術はもっていない。婚姻中、彼女は家庭および子の世話をひき受け、クリーニング店でパートとして働いていた。別居後、彼女は三人の子を監護し、夫より母子四人の扶養料の支払いをうけていたが、夫は一九八四年に再婚した。妻は一九八七

年に解雇され、彼女自身および子のための扶養料は、月に一五〇ドルから四〇〇ドルに増加された。彼女はその後、パートの仕事を再び始め、一九八九年に、夫は扶養料支払い終了の命令を得た。妻の控訴により、裁判所は妻の扶養料として月に一五〇ドルを回復させた。

これに対して夫がカナダ最高裁判所に上告したが、棄却されている。

裁判所によれば、離婚およびその経済的な効果は、カナダにおいて貧困を慢性化することに貢献している。議会は離婚法を制定することによって妻を財政的に罰しようとしてたと企てたと推定するのはまちがっている。離婚法は、婚姻またはその破綻による経済的な結果を処理することを目的としている。これらの結果は、個別的な婚姻の性質を無視して、衡平に分配されるべきである。夫婦はいぜんとして、彼等の能力に釣り合った方法で、彼等自身の扶養に貢献すべき義務が残されており、財源を分配する目的は、不利益をうけた配偶者の経済的な損失を、婚姻中に他方配偶者に与えられた利益を含め、すべての当事者の事情を考慮しながら、可能な限り緩和することにあるとする。

カナダ最高裁判所は、右のような判断にもとづいて、妻に対する扶養料の支払いを終了させる理由は存在せず、扶養料は無期限に継続されるべきであると結論している。この事件は離婚の社会的・経済的な関連性についての議論を含んでおり、妻が婚姻中に子の世話をする役割を第一次的にひき受けており、このような犠牲的な仕事について、賠償する必要があることを明確に証明しているわけである。その効果として、扶養料をうける妻の数が非常に増加すると同時に、その期間も大いに伸長されたといわれる。⁽²⁾

(1) R. F. L. 3d. vol. 43 p. 345.

(2) Bailey and Bala: Children, Same sex couples and abortion. International Survey of Family Law. 1994. p.

二 Thibaudeau v. Thibaudeau (一九九四) 事件⁽¹⁾—オンタリオ州

この事件において、父母が離婚し、父は二人の子に扶養料を支払うよう命じられた。所得税法第五六法一条(b)のもとで、母が支払いをうけた金額は、彼女の収入に算入(inclusion)され、課税の対象とされた。同法第六〇条(b)はこれと反対に、父が彼の税金を計算するに当って、母に支払った額を年収から控除(deduction)することを認めた。母は、支払いをうけた扶養料を彼女の収入に算入した一九八九年度の税金の査定に対し、所得税法第五六法一条(b)の規定が性的な差別をしている事実を指摘した。さらに母は、この事実が、一九八二年四月十七日に発効した一九八二年のカナダ憲法(The Constitution Act)の第一章「カナダ人の権利・自由憲章」の第一五⁽²⁾条一項に違反することを理由に、連邦控訴裁判所に提訴した。

裁判所はこれに対し、性的差別を理由とする控訴は棄却したが、納税者が離婚後の監護親として差別されているという主張は認めている。すなわち、一般に数の上では夫よりも妻の方に、彼等の子の監護が認められるのが現実である。その結果、所得税法第五六法一条(b)は、夫よりも多くの妻の方に不利益な衝撃を与えている。それと同時に、子の監護する少数の父にも同じ効果を及ぼしており、性にもとづく差別はしていない。しかし、右の想定は、子の扶養料の支払いをうける独身の監護親に対し、他方よりも大きき負担を課している。独身の監護親は、歴史的にみて、偏見をうけてきた孤立した少数者であり、保護される必要がある。家族法は、子の扶養料を算定するに当り、課税の効果を考慮に入れるべく企てているが、つねにそれが可能なわけではないし、つねにそうしているわけではない。前示の第五六法一条(b)は、それゆえに、法の面前および法のもとの平等の利益に対

する独身の監護親の権利を侵害しており、憲法に違反し、効力を有しない。母は税金との関係では、支払いをうけた額を収入に含めることは要求されない。この結論は、父の控除について何の効果もない。したがって、母の控除は認められるべきであるという。

カナダ政府は右の判決に対し、連邦最高裁判所に上告したが、同裁判所は一九九五年五月二十五日に、五対二の多数で控訴審の判決を認容し、税法上での算入／控除方式を是認するにいたっている。

子の扶養料の額がいつも適切でないことによる当然の結果として、一九八〇年代にこのような社会現象を世間に公にするための運動が二つの流れを示すことになった。一つは、裁判所に子の扶養料の額を増加させるためのガイドラインを作成させることであり、もう一つは、当面の事件にみるように、所得税法の中の規定を問題にする⁽³⁾。母の主張するように、子の扶養料をうけ取る人に、その財源を課税所得の一部に含めることを強制し、しかも支払者が彼の所有税の計算からその支払額を控除することを許す（算入／控除）方式は、彼女にとってきわめて不利である。なぜならば、裁判所はこの扶養料の額を決定するについて、税金の結果を考慮するよう強制されるからである。

右のような不都合は明らかであるにもかかわらず、算入／控除方式はいぜんとして、離婚後の子の扶養料と税金の関係で適用されることになった。この判決は、子の扶養料と関連して新しい裁判上のガイドラインを作り出したわけではないが、両親それぞれの義務および扶養料の額について、所得税との関係を考慮するよう注意をうながした点で、その意義は大きいと思われる。

(1) R. F. L. 4th. vol. 3 p. 153.

(2) 第一五条一項は、次のように規定している。「すべての個人は法の前に平等であり、差別とくに人種、民族的でない

し種族的出自、皮慮の色、信教、性別、年令または精神的ないし身体的障害に基づく差別を受けることなく、法の平等の保護と利益を受ける権利を有している」。伊藤勝美「カナダ、一九八二年憲法(カナダ法別表13)―仮訳―」近大法学三〇巻一・二号二九五頁―二九六頁。

(c) A. A. Mamo, Apportionment of child care cost: The Emergence of Judicial Guidelines, C.F.L.Q. vol. 13, p. 120.

三 Levesque v. Levesque (一九九五) 事件⁽¹⁾—アルバータ州

この事件において、両親が共働きであり、子の扶養料の問題に議論が集中された。裁判所は、まず次のように判断している。すなわち、離婚法は、どのようにして子の監護の費用が二人の働いている親に分配されるべきかについて、ほとんど示唆していない。それにもかかわらず、親は子を扶養しており、子を扶養するのは親の義務である。一般的にみて、子の生活スタイルは、親の婚姻が破綻したとの理由で影響をうけるべきではない。しかしながら、裁判所の理想は高貴であり、大多数の事件において実際ではない。生活水準を低下しなければならないならば、親の生活水準についてであり、子のそれではない。別居の結果、両親の生活費用が増加すれば、両親は彼等の子の費用を減少させる前に、彼等自身の生活水準を低下すべきであるという。

裁判所は右のような判断を基礎にして、子の扶養料の額を算定する方法に関するガイドラインを提示しようとしている。裁判所にとつての出発点は、ここでも「プラス方法」であった。⁽²⁾両親は子を養育するための費用を分担しなければならぬ。子の生活水準は、一般的な原則として、親と別居していることにより影響をうけるべきではないし、別居によって費用が増加すれば、増加した部分は、子ではなく、両親の負担とされるべきだとい

ことになる。これらを項目別にみれば、次のようになる。

- 1 両親の全収入を算定すること。
 - 2 子の養育のための合理的な金額を算定すること。
 - 3 右の費用を両親に分担させること。
 - 4 決定された割り当てを、税金のことを考慮して再調整すること。
 - 5 誰かの特別な事情のため、決定された割り当てを、もういちど再調整すること。⁽³⁾
- 裁判所はこのように、子の扶養料を算定するための重要なガイドラインを提示しているが、これを一つ一つさらに詳細にみれば、次のとおりである。

1 両親の全収入の算定について。
 両親それぞれの現在の収入を調べるのではなく、むしろ各自が個人的な努力および賢明な投資、さらには現在の資産を売却することにより産み出すことのできる収入を調べる。両親の新らしい相手方または配偶者の収入は、一般的に親の収入の算定について、無関係である。

2 子の教育費用の算定について。
 両親の収入と釣り合った生活水準を目指すべきである。両親が同居していたときの彼等の生活様式は、そのための良き最初の標準ではあるが、唯一のそれではない。判事は、このような所得層による両親の一般的な支出水準からも、ガイドランスを探すべきである。そのために必要ないわゆるソフトの費用を無視すべきではない。たとえば、監護親は、子にとって適切な場所に子に順応した住居をもつことが必要であろう。このような状況の中で、子を保護する場所の費用を、ただ単に彼または彼女の部屋の賃貸料によってのみ決定するは大きなまちがいであ

ろう。

3 子を世話する費用の算定について。

一般的に親はそれぞれ、計画された子の世話のための費用の分担に貢献すべきである。判事でさえも、通常の場合、監護親に支払命令をしないであろうし、監護親の貢献については、宣言的な命令がなされるべきである。

4 右の三つの事柄を基礎にして、分担を決定しながら、裁判所は分担について調査すべきかどうかを考慮しなければならぬ。⁽⁴⁾

当面の事件において、裁判所は右のように子の扶養料のためのガイドラインを明示しながら、さらに次のように認めている。それによれば、伝統的なカナダの解決方法―申立人による子のための費用の支出の項目別の予算を仕上げさせ、それを守らせること―は、可変的であり、余りにも低額に費用を評価している。不適切な子の扶養命令は、その結果として、離婚後の生活水準を法外に低下させ、監護親と子がしばしば、非監護親よりも非常に低い生活水準におち入ることになるという。

右のような裁判所の判断を基礎にし、ある説によれば、子の扶養のための暫定的なりトマス試験 (interim litmus test)⁽⁵⁾の結果、子が一人のときは当事者の全収入の一〇%、二人のときは三二%とすべきであると主張している。

この金額は、両親の間に、彼等の収入に応じて分担されることはいうまでもなからう。だが、この方法によるとき、カナダの裁判所がこれまで認めてきた子の扶養料と比較し、実質的に高額になることは眼にみえており、裁判所もこれを目指している。とくに監護親は彼等の子を扶養するため、彼等の生活水準を切り下げるべきことが期待されているが、果たして期待どおりに事態が推移するかは疑問ではなからうか。

(一) R. F. L. 4th vol. 4, p. 375.

- (2) C. Davies, *The Emergence of Judicial child support Guidelines*, C. F. L. Q. vol. 13, 1995, p. 94.
- (3) J. D. Payne, *Spousal and child Support after Moge*, *Willick and Levesque*, C. F. L. Q. vol. 12, 1995, pp. 288-289.
- (4) C. Davies, *op. cit.*, pp. 94-97.
- (5) Bailey and Bala: *Children, Same sex couples and abortion*, *International Survey of Family Law*, 1994, p. 121.
- (9) Bailey and Bala, *op. cit.*, p. 122.

四 Willick v. Willick (一九九四) 事件—サスカチュワン州⁽¹⁾

この事件において、父は離婚法による手続で子の扶養料の支払いを命じられ、その額は別居合意にもとづいて、二人の子それぞれのため、月に四五〇ドルとされていた。その後、父は新しい雇用を得て、収入は非常に増加した。二年後の一九九一年には、月に八・五〇〇ドルとなった。妻は子のニーズが増大したこと、父の収入が増加したことを理由に子の扶養料の増額を請求した。原審は妻の請求を認め、子の扶養料の額を増加したので、夫が控訴した。

控訴審裁判所は、原審が単に夫の収入の変化のみを基礎にして扶養料を変更したのは誤りであるとし、夫の控訴を認めたので、妻がカナダ最高裁判所に上告した。

裁判所は妻の上告を容認し、子の扶養料は増額された。その理由として次のようにいう。すなわち、裁判所は離婚法のもとでの手続による扶養料の合意に拘束されない。しかし、合意は、扶養料の額について、合意のとき

に両親が合理的に考慮したという強力な証拠である。合意が裁判所の命令の中にとり入れられているならば、命令の変更を求められた裁判所は、原審が判決のときに両親の資産を考慮しながら、子のニーズを正確に測定していたと推定しなければならない。もし、両親の資産が非常に増大するならば、子のニーズには、以前には利用できなかった利益も含めるべきである。しかし、それにも限界がある。裁判所は支払義務を負う親の収入の増加を基礎にして、子の合理的なニーズにそうように、子の扶養料の増加を計るべきである。この点に関連して、原審は証拠の評価に誤りはなかったとし、結果的に原審判決が回復されるという。

これをさらに詳細に検討するとき、カナダ最高裁判所は当面の事件において、多数意見で、子の扶養料の問題について、次のようなガイドラインを提唱していることに注目しなければならない。

1 パラス方式は有効なガイドラインを定めたけれども、それは厳格に適用されるべきではない。とくに収入について著しい不均合いがあるとき、または当事者の一方の収入が最低生活のレベルに近いときがそれである。

2 裁判所は、各支払者の全収入から、最低生活を維持するに必要な費用を控除すべきである。これにより、子の扶養のために利用できる各自の収入をより実質的に評価することができる。

3 子のニーズは、扶養料を決定するとき、親のニーズよりも優先すべきである。子の世話のための費用は、車の代金の支払い、高額な担当債務の支払い、借金の弁済などよりも優先する。

4 子の扶養料に貢献する両親各自の能力を評価するについて、彼等の資産が考慮されるべきであると同時に、監護親の非財政的な貢献の価値も考慮されるべきである。

5 新しい家族に対する夫婦の一方の義務は、最初の家族に対するどの義務よりも、厳正ではありえない。

6 子のニーズは、実行できる限りにおいて、かつて両親が同居中に維持した生活水準を反映すべきである。この計画が実行不可能であれば、そのときは、子の生活水準は、非監護親によって享受されている水準よりも著しく低下したものであるべきではない。

7 子を世話する費用は左記のものを含んでいる。

- a 直接の費用（住居、食料、クリーニング代、合理的な衣服、レクリエーション、ベビーシッターの費用）。
- b かかれた費用（付加的な家事、買物および監護親による子の養育の仕事）。
- c 機会を得るための費用。
- d 面接のための費用。

8 子の扶養料を算定するために、裁判所は子を世話するのに必要な費用の全額を決定すべきである。ついで、裁判所は当事者の資産に応じて、この費用が合理的なものであることを確認すべきである。ついで裁判所は、両親の相対的な能力に応じて、費用を彼等の間に分配すべきである。

右のように *Willick v. Willick* (一九九四) 事件で裁判所が提唱したガイドラインをわきの *Levesque v. Levesque* (一九九四) 事件のそれと対比するとき、重要な点でちがいがみられる。それは2に指摘したように、両親各自の収入から、それぞれの最低限度の生活に必要な費用をまず控除する必要性を強調している点である。両親各自の最低限度の生活に必要な費用を確保したうえで、残りの収入を子の扶養料の支払いに当てるべく期待する。さらに、収入の内容についての理解にもちがいがみられる。当面の事件では、賢明な投資による収入のみでなく、現存する資産を売却することによる収入をも含めて考える。他面よりみれば、両親は彼等の収入を最大限にするために、資産までも売却するように期待されていると受け取ってもまちがいなさう。しかし、子の扶

養料は現在の収入から支払われるべきものであり、当初から資産を売却して得られるものを期待すべきではないと思われる。

(一) R. F. L. 4th vol. 6, p. 161.

三 立法上のガイドライン

両親が離婚したのち、将来に向って子の扶養料の問題を具体的にどのようにして決定するか、またその支払方法なども含めて、合理的な合意。協定ができておればよいが、それがないうち、どのようにして対応していくのか。これまで、一方ではさきに見たように、多数の事例により、裁判上のガイドラインが形成されるにいたっている。だが、これらと別個に、立法によって、県案となつて問題についてのガイドラインを作ろうとする動きが示されてきた。

一九九〇年六月にいたり、連邦・州・地方の司法当局の責任者は、児童扶養ガイドライン・プロジェクト (The Child Support Guidelines Project) を創設した。そして、連邦・州・地方家族法調査委員会 (The Family Law Committee) は、家族の破綻に基因する広範囲な扶養の問題を検討すると共に、子の扶養についてのガイドラインの研究にとりかかることを公認された。⁽¹⁾ 委員会は、家族法に関する共通の関心のある問題を議論するため、毎年二回開かれ、婚姻中および離婚後の子の扶養のためのガイドラインの詳細な研究に着手した。そして、約一年後の一九九一年六月に、委員会は最初のレポートを「児童扶養・公開討論報告書」(The Child Support: Public Discussion Paper) と題して公表した。そこでは、子の扶養に関する現在の諸問題を一般的な用語でとり扱い、扶養のためのちがった対案 (alternative) を議論し、なんらかの改革を提案しなければならない子の扶養に関する多

様で特殊な問題をも再調査している。⁽²⁾

ついで委員会は一九九二年五月に第二の報告書を「児童扶養ガイドラインの財政的な示唆」(The Financial Implications of Child Support Guidelines)と題して公表した。⁽³⁾これは、子の扶養に関するガイドラインの財政的な面に焦点を当てる報告書であり、カナダにおける子のための平均的な支出費用を決定することに向けられた。いくつかの経済的な研究の結果を示しており、子の扶養料に関連する所得税についての一章を含んでいる。⁽⁴⁾そして、非監護親の収入を基礎とする子の扶養のためのガイドラインを採用すべきことを勧告した。大きな議論をひき起こしたが、四年間の調査にもかかわらず、家族法調査委員会は、裁判所および法律家の間に、かかる組織的なガイドラインが必要であることについての合意を形成することはできなかったといわれる。⁽⁵⁾

その後、一九九五年一月にいたり、委員会は永らく待たれていた報告書を「児童扶養に関する委員会の報告および勧告」(The Committee's Report and Recommendations on Child Support)として公表し、その中で、子の扶養料の額を決定するについて、現在のように各事例毎に予算にもとづいて、決定する体系に代えて、一つの「連邦児童扶養ガイドライン」(The Federal Child Support Guideline)を採用すべきことを勧告した。⁽⁶⁾現在の体系では、各事例毎に、費用の予算および両親の支払能力について複雑な計算をすることになる。しかし、新しいガイドラインの方式によれば、子の数および親の収入といったいくつかの vari 易い手がかり (Keys) を一つの方式にさし込むことによって、簡単に計算することができる。そして、委員会の調査によれば、このガイドラインによる時、現在の体系のもとでの子の扶養料を三二%も上昇させることができるという。⁽⁷⁾

では、子の扶養料の額はどのようにして決定されるのであろうか。委員会の基本的な方式によれば、子の扶養料の額は、非監護親の課税前の収入に対するある定められた割合を意味する。その割合は、同等の収入のある親

は、彼等の子の扶養料について、同等の分担をすべきであるとの原則にもとづいている。この法則はついで、非監護親の側での、一人の子のための支払能力と責任の水準を定めるために使用される。この水準で金額が定められ、監護親の収入によって現実に変更することはない。簡単にいえば、非監護親の収入が高まるにつれて、彼女は彼女の支払額が増加することになる。⁽⁸⁾

ところで、右のような利点を具えるときられるガイドラインについて、反面では次のように八つの項目に要約される欠点があると指摘される。列挙すれば、次のとおりである。

1 大多数の事例において、監護親および子は、彼等の生活水準が非監護親のそれよりも低いことで苦しんでいる。

2 監護親は、子を監護することにより何の利益もうけていない。このことが子の生活水準を低下させることになる。

3 子の扶養料は、その額が適切でない。子を養育するための費用が非常に低く見積られている。

4 一般には母である監護親は、しばしば、比例的な分け前のもとで彼女に付与される費用を負担することが困難である。

5 支払額が一律でない。

6 監護親が子の扶養料を請求しなければならぬ。その結果として

a 彼女は法定の費用でがまんしなければならず、また変更を求めることができない。

b 扶養料を請求する権利は、子よりもむしろ監護親の権利であり、彼女はその権利を手放す権利を有しているかのような印象を与えかねない。

7 子の扶養料は、監護親によって行われる子の世話のための非財産的な費用を考慮に入れていない。

8 監護親の「機会を失ったことによる代償」(Lost Opportunity Cost) が子の扶養料の額の中に算入されていない。⁽⁹⁾

提案されたガイドラインについて、右にみたような明白な欠点が指摘されているが、さらに別の意見によれば、これらの欠点がさらに重視される。すなわち、勧告された基本的な方式は、たしかに健全なものではある。だが、不幸にもガイドラインは、また他方で多くの不公正な額を生じ、それを実行することは、極端に侵略的で、わづらわしく、多くの費用がかかるという結果を生じるにちがいない。手短かにいえば、委員会の勧告は、カナダにおける子の扶養の状況を改善するのではなく、改悪するものであり、ガイドラインを採用することへの全運動を傷つけることさえできよう。それゆえ、現在提案されているガイドラインは、より良く、より公正で、より有効な子の扶養のためのガイドラインを作成できるように修正させるため、委員会へ送り返えされるべきであると決めつけている。⁽¹⁰⁾

かくして、家族法調査委員会は、子の扶養料を決定するための現行のような方法は余りにも主観的であり、独断的であり、また不公正なものであると判断した。そのうえで、両親、法律家および裁判官たちが、公正で主尾一貫した子の扶養料を設定するのに手助けするため、政府が離婚法の中にガイドラインを導入すべきであること⁽¹¹⁾を主張した。これに従い、連邦政府は一九九六年三月六日に、「新児童扶養パッケージ」(The New-Child Support Package) と名付けられたガイドラインを公表することになった。

このような連邦のガイドラインは、子の扶養命令が離婚手続の中でなされるときに適用される。連邦政府は、州がそれ自身の地域においてガイドラインを採用するように働きかけている。しかし、この体系をより予想しや

すいものとし、また最新の金額をたやすく知ることができるようにするために、ガイドラインを導入することは、政府の訴訟援助費用および裁判費用と同様に、両親のために訴訟費用をさらに低額なものにすることができるといわれている。⁽¹²⁾

では、このたびの連邦のガイドラインはどのような内容のものであろうか。その計画を列挙すれば、次のとおりである。⁽¹³⁾

- 1 子が両親の離婚後も引き続き、両親の資産による利益をうけることができるよう、子のための扶養料について公正な標準を創設すること。
 - 2 子の扶養料の計算をより簡単に、しかもより客観的なものにより、争いや緊張を減少させること。
 - 3 裁判所および訴訟当事者が金額を設定するのに指針を与え、解決を容易にすることにより、裁判上の手続の有効性を改善すること。
 - 4 金額が個々の家族の事情にとつて公正なものであることを確保するため、充分な柔軟性を与えながら、扶養料を支払う親がいつそう恒常的に仕事を処理できることを保証すること。⁽¹⁴⁾
- 右のような内容を具えた連邦政府の手によるガイドラインは、さきに家族法調査委員会が公表していたガイドラインに修正を加えたものといつてよからう。そして、右のような基本的な計画にもとづいて、さらに詳細な内容へと発展させている。具体的な内容は、次のとおりである。
- 1 子に関する支出は、固定的なものではなく、いずれの親の支出も、収入が変化するにに応じて変わる。
 - 2 家族が彼等の子のためにする支出は、直接に両親の資産に関連している。

3 子への支出は、子の数が増加するにつれて増すけれども、一人一人の子に関連して増加する費用は、少額である。

4 家族の収入が子に向けられる割合は、地域によってほとんど変わらない。

5 子のための支出は固定されていないが、両親の収入によって変化し、扶養料を支払う親の貢献は、監護親の収入とは独立して示されることができるとは、監護親の生活水準が向上することによる利益を子がうけることを意味している。

6 監護親は、彼または彼女自身の資産と関連して、子への貢献をするであろう。監護親は、類似の収入のある親が支払うべく要求されるのと類似の額に貢献するよう、期待されている。

一九九六年三月六日に連邦政府によって公表された子の扶養料に関するガイドラインは、右にみたような内容を具えていた。そして、このようなガイドラインは、ケベック州を除いたカナダ全土に、一九九七年五月一日より施工され、同日以降に定められる新しい扶養料および既存の命令の変更について、「記念碑的な変革」(Mental Changes)と称される事態へと進むことになった。

右のようなガイドラインとは別個に、さらに重要な資料として、「児童扶養料支払いスケジュール」(The Child Support Payment Schedule)と名付けられた扶養料の金額を定める一覧表が作成されている⁽¹⁸⁾。これによれば、年間収入を〇ドルから六・七五四ドル、六・七五五ドルから七・〇〇〇ドルというように、小きざみに区分し、最終的には一五〇・〇〇〇ドル以上まで、七十六の段階に分ける。そして、各段階毎に子の数が一人、二人、三人、四人、五人、六人またはそれ以上ごとに、毎月の扶養料の額を明示している。たとえば、年間の総収入が一〇・〇〇〇ドルであれば、子の数に応じて、七九ドル、九三ドル、一〇六ドル、一二〇ドル、一二〇ドル、一二〇ドル、一二〇ドル

ルとなる。総収入が一〇〇・〇〇〇ドルであれば、七四七ドル、一・二〇〇ドル、一・五六三ドル、一・八三〇ドル、二・一〇八ドル、三・三一八ドルとなる。これによれば、年間総収入と子の数により、いわば自動的に扶養料を決定することができる。とはいえ、このようにして設定されたガイドラインも、具体的な事例において、裁判所が必ずこれに従って子の扶養料を決定することまで要求するものではあるまいし、裁判外で両親の合意・協定で決定されたものに対してまで、効力を及ぼすことはできない。しかし、ガイドラインは裁判所および両親に対して、合理的に扶養料の金額を決定するについて、よりどころとなる重要な指針を与えるものであることはまちがいないと思われる。

連邦・州・地方家族法調査委員会の手による子の扶養についてのガイドラインの作成の努力が続けられる一方において、同じ目的をもつ州独自の作業も行われていることを説明しておかなければならない。具体的にはアルバータ州のエドモントン社会計画委員会 (Edmonton Social planning council) およびオンタリオ州の首都圏トロント社会計画委員会 (Social planning council of Metropolitan Toronto) による子の扶養料の算定である。

一九九二年のエドモントン生活費ガイド (Family Budgeting Guide) は、一九九一年の夏および秋にかけて評価が行われ、一九九二年にさらに調整が行われた。このガイドは低収入ないし中流の家族を対象とし、それらの基本的なニーズに適合させることを目的としている。⁽¹⁹⁾ 付録E表によれば、二人の成人の家庭の中に二人の子がいる場合を基礎としており、男子と女子それぞれについて、ゼロ才より十八才にいたるまで、年令別に、食料、衣類、身体の世話、レクリエーション、交通、学校の費用、読書、雑費、デイケアの費用など、個別に必要な金額を提示している。⁽²⁰⁾

たとえば、五才の男子の場合、一年間に概算で言えば、食料—一・〇三〇ドル、衣類—四一八ドル、身体

話一六〇ドル、レクリエーション一七ドル、読書一二五ドル、さらにデイケアとして四・四五ドルを加算すると、合計で六・〇〇五ドルが計上される。一ドルが八〇円として、約四八〇・四〇〇円となる。

一方、一九九一年のトロント生活費ガイドによれば、独身の親が子を扶養することを基礎としていて、子が一人の場合（A表）と二人の場合（B表）を分けている。A表によれば、五才の男子が一人の場合、食料一・六一ドル、衣類一三〇九ドル、身体の世話一九三ドル、公共交通費一六ドル、レクリエーション二二八ドル、住居一・一六四ドル、健康一五一九ドル、ベビーシッティング一・四八五ドル、合計で五・四二五ドルとなる。⁽²¹⁾

これにデイケアの四・〇八五ドルを加算すれば、約九・五〇〇ドルとなり、一ドル八〇円とすれば、約七六〇・〇〇〇円になる。これはほんの一例にすぎないが、委員会によれば、飾り気のない費用として、子を一人扶養するには、総収入として二〇・〇〇〇ドルないし三五・〇〇〇ドルが必要であるという。⁽²²⁾

エドモントンおよびトロントそれぞれの生活費ガイドは、基礎となる家族の形体が異っており、計上されている項目が少しばかりちがっているし、とくにベビーシッティングおよびデイケアの金額にも大きな差異があることも重なり、両者を正面から対等の立場で比較することはできない。それに、もともと、エドモントンとトロントという、地域の差も存在していることをはっきり認識しておかなければなるまい。

- (1) E. D. Pask, *Gender Bias and Child Support: Sharing the poverty?* C. F. L. Q. vol. 10, 1992, p. 239.
- (2) Mc Donald and Watson, *New Development in Family Law Support*, 1992, p. E-1, A-6.
- (3) A. A. Mamo, *Apportionment of Child care cost: The Emergence of Judicial Guidelines*, C. F. L. Q. vol. 13, 1995, p. 111.
- (4) Mc Donald and Watson, *op. cit.* p. E-1.

- (5) A.A.Mamo, op. cit. P. 111.
- (6) Ross. Finnle, Child Support Guidelines: An Analysis of Current Government Proposals. C. F. L. Q. vol. 13. 1995. P. 145.
- (7) Ross. Finnle, op. cit. P. 145.
- (8) Ross. Finnle, op. cit. P. 148.
この方式は、その具体的な数字を示した表は、村井「子の扶養料と離婚手続の停止」神戸学院法学二一九巻一四三七頁。
- (9) C. Davies, The Emergence of Judicial Child Support Guidelines. C. F. L. Q. vol. 13. (1995). PP. 105-107.
- (10) Ross. Finnle, op. cit. P. 146.
- (11) Horvius, Family Law: Cases, Notes and Materials. 4th ed. 1996. p. 879.
- (12) Horvius, op. cit. P. 879.
- (13) Horvius, op. cit. P. 879.
- (14) Horvius, op. cit. P. 880.
- (15) The International Survey of Family Law. 1997. P. 83.
- (16) F. L. Woodman, Tax Aspects of the New child Support Guidelines: one year Later. C. J. F. L. vol. 15. 1998. P. 221.
- (17) G. C. Coleman, child Support Guidelines: -New Laws, New challenges, C. F. L. Q. vol. 15. 1997-98. P. 229.
- (18) Horvius op. cit pp. 883-885.
- (19) E. D. Pask, op. cit. P. 53.
- (20) E. D. Pask, op. cit. PP. 60-61.

(11) E. D. Pask, op. cit. P. 63.

(22) E. D. Pask, op. cit. P. 68.

四 将来への展望

夫婦は彼等が離婚するに当り、離婚後、彼等の子の扶養をどのようにして実行するか、予め決定しておく必要が存在する。たとえ夫婦間で具体的にとり決めていたとしても、その内容が裁判所によって子のために合理的なもの^①と判断されなければ、離婚手続が停止されることにもなりかねない。このような事態を避けるためにも、子の扶養料を決定するについて、客観的・合理的な内容をもつガイドラインが作成されることが望まれていた。カナダでは、現在、本稿でみたように、二つの道を利用することができる。一つは裁判上のガイドラインであり、もう一つは立法上のガイドラインである。両者のちがいはきわめてはっきりしている。

前者についてみれば、裁判所は問題となっている家族の中におかれている子の最善の利益を目標に、その面前にある子のために必要な具体的ニーズを、直接にしかも適格に把握することが可能な立場に立っている。その立場から、個々の事例ごとに判断を積み重ねることにより、具体的でしかも妥当と考えられ、調和のとれた子の扶養料を決定することができよう。しかし、この方法は訴訟当事者および裁判所が適切な扶養料を得るまでに多くの時間とエネルギーを必要とする^②ことは避けられまい。

これに対して後者は、連邦・州・地方家族法調査委員会によって提示された、いわば数学的に子の扶養料を決定する方法である。エドモントンおよびトロントの社会計画委員会による子の扶養料の算定のためのガイドラインも、これに加えて考えることができる。これらは子の扶養料を当初より、いわば数学的な問題として処理する

ことを目的としたガイドラインといえる。子の年令・男女の別により、子の扶養料は直ちに具体的な金額として数量化されることが可能になっている。裁判上のガイドラインのように、個別的に裁判官による裁量が行われるような余地はほとんど残されていない。本質的にみて、子の扶養料を算定する仕事を行政的な機能と化している。⁽³⁾ このことが状況を多分に悪くしてしまい、改善するどころではないとさえいわれる。⁽⁴⁾

裁判上のガイドラインと立法上のガイドラインを対比してみれば、右のようにそれぞれがさまざまな長所・短所を具えている事実をはっきり認識することができる。ここでカナダのために将来を展望するとき、客観的で合理的な子の扶養料を決定するための指針として、裁判上のガイドラインか立法上のガイドラインかという二者択一の方法はとるべきでない。裁判所は具体的な事例の中で子の扶養料を決定するについて、立法上のガイドラインで示される客観的な基準を充分に参考にできるし、他方の各種委員会も、裁判所が具体的な事例で示した判断を参考にすることにより、行政的な機能と化している子の扶養料の算定について、個別・具体的な判断を加味することが可能となる。両者が互いに欠点を補い合うことにより、一方のみでは充分にできない仕事を余裕をもって達成することが可能になるにちがいないという確信に近いものが感じられる。そして、裁判上のガイドラインは、年月を経るについて内容が豊富なものとなり、また立法上のガイドラインも、今後はその欠点と指摘される内容を順次に補正していくことにより、ますます客観的で合理的な内容へと改善されていくにちがいない。

(1) 村井「子の扶養料と離婚手続の停止」神戸学院法学二九巻一号一頁以下。

(2) A. A. Mamo, Apportionment of Child care cost: The Emergence of Judicial Guidelines, C. F. L. Q. vol. 13, 1995, p. 135.

(3) A. A. Mamo, op. cit. p. 135.

- (注) Ross, Fimie, *Child Support Guidelines: An Analysis of Current Government Proposals*. C. F. L. Q. vol. 13. 1995. p. 162.